



新年度を迎えました。フレッシュスタートです。法改正・保険料率の変更・各種新制度施行などがあります。

5日清明, 20日穀雨, 29日昭和の日

1. April 改正情報・案内

①労働基準法改正 法定時間外労働が月間60時間超の割増率が50%(中小企業は適用除外)など

②雇用保険法改正

雇用見込み期間の短縮(「6カ月以上」→「31日以上」)、

保険料率の引上げ(「0.8%」→「1.2%」)が主な内容。この保険料率については、昨年度が暫定的に引き下げられていましたが元に戻った格好です。実際には雇用保険二事業分については引き上げとなり、事業主は昨年度より多くなります。労使折半分については、4月給与分から変更が必要です。

雇用保険料率 (平成22年度)			
	保険料率	事業主	被保険者
一般事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産・清酒製造事業	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設の事業	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

③介護保険料率・健康保険料率改定 先月号でご案内の通り

介護保険料率 1.50%に、愛知県の健康保険料率は9.33% 通常は

4月支払給与から変更です。 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/8,0,131,586.html>

☆ 現在の保険料率 (労使折半料率) 健康保険 46.65/1000、介護保険 7.5/1000
厚生年金保険 78.52/1000 雇用保険 6/1000 (建設業 7/1000)

④高校無償化法施行 公立高では授業料を徴収せず、私立高生らには就学支援金(年額約12万～24万円)が支給されます。

⑤子ども手当法施行 中学卒業まで支給される子ども手当の対象は、1735万人が見込まれています。現行の児童手当と同様に6月、10月、2月の年3回に分けて支給され、6月の支給額は4、5月の2カ月分で、1人につき2万6000円となる。これまで児童手当を受給していた家庭(対象1239万人)は、6月に2カ月分の子ども手当と、2、3月の2カ月分の児童手当が同時に支給されます。

⑥労働者が労働災害等により死亡し、または休業したときに提出する「労働者死傷病報告の様式」が変わりました。派遣労働者を受け入れている事業所において、派遣労働者が被災した場合、派遣元および派遣先双方の事業者がそれぞれ所轄の労働基準監督署に提出することとなっています。

2. 名言名句

「人間は自己の与えられた条件をギリギリまで生かすということが、
人生の生き方の最大最深の秘訣」

先月、中日新聞に取り上げられていました「森信三先生」の言葉を久しぶりに掲げました。

3. 改正情報ワンポイント

在職老齢年金の支給停止基準額の変更

老齢厚生年金の受給権者が厚生年金の被保険者である場合には、年金額と賃金との合計額が一定の基準額を超えた場合には、年金額の全部または一部を支給停止することとなっています。4月1日からは支給停止する際の判断となる基準額が「48万円」から「47万円」に改定されることになりました。

在職老齢年金制度の概要

<60歳代前半>

・給与(賞与込み月収)と年金の合計額が「28万円」を上回る場合は、賃金の増加2に対し、年金額1を停止

・給与(賞与込み月収)が「48万円」(※改定)を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止

<60歳代後半>

・給与(賞与込み月収)と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が「48万円」(※改定)を上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止

この「28万円」と「48万円」は支給停止基準額と呼ばれており、法律上、賃金の変動等に応じて自動的に改定される仕組みとなっています。今回、法律に基づく計算の結果、「48万円」は、平成21年の名目賃金の下落が大きかった(▲2.4%)ため、47万円に改定されることになりました。

★高齢者を継続雇用する際には、本人が受給できる年金額も参考にし、賃金額を決定することが本人にとっても事業所にとっても望ましいと思います。その際の「シミュレーション」は、是非お任せ下さい。

4. データ・情報

① 厚生労働省・社会保障審議会介護給付費分科会調査実施委員会は3日、第4回会合を開き、介護従事者処遇状況等調査(2009年度)の結果などを議論した。09年9月時点における介護従事者の平均給与額は22万9,930円で、介護報酬改定前(08年9月)と比較して、8,930円(4.0%)増加した。4月から9月の間に何らかの引き上げを実施した施設・事業所は全体の68.9%、10月以降実施予定の施設・事業所を含めると81.6%に上る。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/s0303-9.html>

② 国民年金保険料は平成29年度まで毎年度上げられますが、平成22年度は15,100円。

③ 神戸製鋼所は17日、2010年春闘の労使交渉で、賃金体系維持とは別に、家庭で育児や介護を抱える社員への支援策として「子の看護休暇」と「介護休暇」を有給休暇にすると、労組側に回答した。パナソニックも以前から一部有給扱いだった制度を、取得日数について拡充を図る。(共同通信)

<http://www.jil.go.jp/kokunai/mm/kigyo/20100324.htm>

④ 厚生労働省と文部科学省の発表によると、今春卒業予定の大学生の就職内定率(2月1日時点)が80.0%(前年同期比6.3ポイント減)となり、2000年以降で過去最悪となったことがわかった。また、高校生の内定率(1月末時点)は81.1%(同6.4ポイント減)となり、過去10年で5番目の低さとなった。

⑤ 厚生労働省は、昨年10月に始まった「出産育児一時金直接支払制度」の一部医療機関への導入猶予期間について、2011年3月末まで(当初予定は今年3月末まで)延長する方針を明らかにした。医療保険から医療機関への支払いに約2カ月かかり、資金難に陥る医療機関が出てくるおそれがあるため。



T-HRM Tanaka Human Resources Management

施行された子ども手当には、いろんな面で懸念されています。児童手当の受給者以外は、新たに市町村に受給の認定を請求する必要があり、居住する市町村ごとに行われる予定。6月の支給までに手続きができなかった場合でも、9月末までに認定手続きを行えば、4月にさかのぼって支給されます。

受給要件は日本在住の上(1)子を養育者として「監護」し、「生計」を共にする父か母(2)父母に監護されない子を監護し、子の生計を維持している人とし、**外国人も受給可能で、子の居住国は要件がなく、証明できる書類さえ整っていれば受給可能で、不正受給の心配がされています。**両親が海外在住の際は、子の養育者の日本在住が条件となることから、子が日本にいても受給できないケースも出ます、外国人にまで支給するのは世界的には異例だそうで、なんとも変な仕組みです。

また両親が日本にいても、児童養護施設に子が預けられている場合、監護者として認められず、受給できません。児童養護施設にいて支給対象外になる子は約5000人いて、これらの子には、子育て環境整備を目的に、国の助成で都道府県に設置してある「安心こども基金」を財源に、同額分を支給する方針だそうです。

いずれにしても、金額的にはこれまでにないとても大きな額の支給です。子育てが一段落した我家では、児童手当は3歳までしか受給できなかった時代でした。三番目の子どもは**高校無償化法施行の前**に今春高校卒業したところ。このように制度の実施時期によってはその制度の恩恵に与れず、悔しい思いをしているご家庭もあろうかと思えます。そういった立場からすると厳しい目にならざるを得ないかと……。